

東京法務局一斉

本局会場

「相続・遺言」説明会 & 相談会



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」



遺言書ほかんガルー

令和6年4月から開始された相続登記の申請義務化
及び自筆証書遺言書保管制度の説明会を開催します。
併せて、司法書士及び土地家屋調査士による
無料相談会を行います。

開催日

令和7年6月20日(金)

説明会

時間：午後1時～午後2時（定員30名）

- ①法務局職員による「相続登記の申請義務化」
- ②法務局職員による「自筆証書遺言書保管制度」
- ③東京司法書士会による「相続・遺言の注意点」

相談会

司法書士・土地家屋調査士による「相続・遺言」に関する相談会

時間：午後2時10分～午後4時40分（定員25組 各相談時間20分）

会場

説明会：東京法務局 九段第2合同庁舎 地下1階会議室

相談会：東京法務局 九段第2合同庁舎 14階会議室

（東京都千代田区九段南一丁目1番15号九段第2合同庁舎）

予約受付
締切

令和7年6月18日(水) 午後5時まで（土日祝日を除く）

※予約方法：電話もしくは直接窓口へ

お問い合わせ
お申込み先

- 東京法務局民事行政調査官室
（予約受付は、午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く））
- TEL 03-5213-1319(直通)

主催 東京法務局・東京司法書士会・東京土地家屋調査士会

預けて安心! 自筆証書遺言 保管制度

全国312か所
東京都内5か所
でご利用いただけます。

遺言書の
保管の申請には
3,900円が
かかります。

あなたの大切な
遺言書を守ります



遺言書はかんガルー



(詳しくは法務省のホームページへ)
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

東京法務局

御存じですか?

相続登記が

令和6年
4月1日
から



不動産登記制度
イメージキャラクター
「トウキョウ」

されました

登記申請は
お早めに!

正当な理由がないのに、相続登記の申請をしないと、
10万円以下の過料が科される可能性があります。



詳しくは、東京法務局ホームページ
をご覧ください。▶

<https://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/page000275.html>



東京法務局